

犯 罪 だ す!! 不 正 通 行 は

不正通行は
許しません!

逃げ得、
やり得を
見逃しません!



※免れた通行料金と割増金^{*}を徴収します。

西日本高速道路株式会社が定めた通行方法に違反して
道路を通行した自動車その他の車両の運転者は、
道路整備特別措置法、その他の法令に基づき、
30万円以下の罰金等が科せられます。

なお、不正に通行料金を免れた通行者に対しては、

免れた通行料金と割増金^{*}を徴収します。



NEXCO西日本では、「不正通行者を明らかにするためのカメラの設置」「一般レーンへの開閉バーの設置」「警察への通報」、「捜査への協力」など不正通行対策を更に強化しています。